



伊勢原、厚木、秦野、愛川、清川の5市町村が観光振興で連携している「県央やまなみ地域」の魅力を、毎月順番で紹介しています。紙面では伝えきれない5市町村の観光にまつわるコラムを、神奈川新聞ニュースサイトでも紹介します。右のQRコードからご覧ください。



カナロコ

第3回 表丹沢の山麓に広がる秦野戸川公園

森と清流が自慢の公園の中に、人工壁をよじ登る競技・スポーツクライミングを気軽に楽しめる施設があります。

実は初心者や女性でも気軽に楽しめるスポーツで、未経験者のための教室も開催中。森のさわやかな空気を吸いながら、心地よい汗を流してみませんか◇続きはニュースサイトをご覧ください

☎秦野市広報広聴課 ☎82-5117



スポーツクライミング

**地域で育てる、子どもはみんなの宝
子育て応援ボランティアを募集**

市が行う子育て支援事業に協力いただく、ファミリー・サポート・センター支援会員と子育てサポーターの養成講座を開催します。あなたの知識や経験を生かして、一緒に活動しませんか。



ファミリー・サポート・センター支援会員

保育所への送迎や子どもの預かりなど、子育てのお手伝いをする有償ボランティアです。修了者には会員証を交付します。

子育てサポーター

親子が集まる「つどいの広場」や「子育てひろば」などに出向いて子育て中のお母さんの話を聞いたり、子どもと遊んだりするボランティアです。離乳食教室の手伝いなども行います。修了者には認定証を交付します。

- と き** 10月9日(水)～23日(水)のうち7日程度
- と ころ** 市役所2階2C会議室 ほか
- 研修内容** 保育の基本や子どもの発達、小児看護の基礎知識、安全への配慮、食育の重要性、遊びを通じた子育てなど
- 対 象** 子育て支援に関心があり、心身ともに健康な市内在住の人
- 申し込み** 電話で担当へ。託児を希望する人は事前にご相談ください◇神奈川県子育て支援員研修受講済の人はお申し出ください
- 締め切り** 9月20日(金)
- ☎ファミリー・サポート・センター事務局(市役所分室内) ☎74-5596**



保育の知識を学びます

**国民健康保険加入者へ
交通事故での治療はまず届け出を**

交通事故や他人の飼い犬にかまれたなど、第三者による行為で受けた傷病の医療費は、加害者が負担するのが原則です。保険証を使って治療を受けるには市へ届け出が必要です。届け出前に加害者と示談を済ませてしまうと、保険証での治療が受けられなくなる場合があります。必要書類など詳しくは、担当にお問い合わせください。

☎保険年金課 ☎94-4728

令和7年4月採用の市職員を募集

受験希望者は受験案内を確認の上、お申し込みください。受験案内や申込方法は市ホームページからご確認ください。

受付期間 8月30日(金)まで

試験日 受験案内でご確認ください

募集職種など

職 種	受 験 資 格	募 集 人 数
事務(上級)	平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人	10人程度
事務[福祉](上級)	平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、社会福祉主事任用資格を有する人(令和7年3月末までに取得見込みを含む)	若干名
事務[情報](上級)	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、情報処理システムの構築および運用管理に関する業務、または情報システムコンサル業務に従事した勤務経験が令和6年8月末時点で通算5年以上ある人	
保健師(上級)	昭和55年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人(令和7年3月末までに取得見込みを含む)	1人
建築(上級)	昭和45年4月2日以降に生まれた人	5人程度
電気(上級)	昭和45年4月2日以降に生まれた人	2人程度
土木(上級)	昭和45年4月2日以降に生まれた人	5人程度
事務(初級) 【障がい者対象】	平成元年4月2日以降に生まれた人で、障害者手帳などの交付を受けている人	1人

※地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません

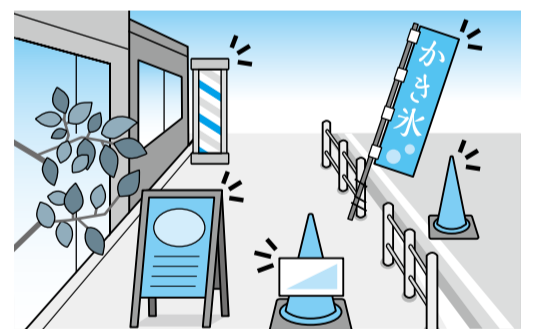
☎職員課 ☎94-4873

**8月10日は「道の日」、
8月は「道路ふれあい月間」**

「渡ります 元気な命が 歩いています」

令和6年度「道路ふれあい月間」推進標語

敷地から樹木が道路にはみ出していたり、のぼり旗やコーン式看板などを歩道や道路に出したりしていませんか。これらは通行を妨げ、カーブミラーや標識を見えにくくするなど、事故の原因にもなり大変危険です。日ごろから適切な維持管理をお願いします。

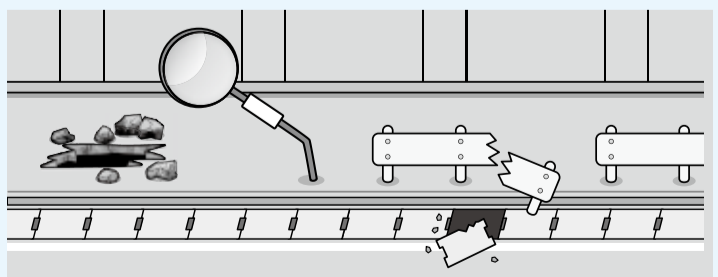


道路は日常生活を支える大切な公共財産です。誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、ルールをきちんと守りましょう。

☎土木総務課 ☎94-4798

市では、道路を良好な状態に保つように維持修繕し、円滑な交通の確保に努めています。次のような状況を見つけたら、担当にご連絡ください。

- ◆道路の舗装に陥没などの穴がある
- ◆側溝のふたが破損・落下している
- ◆ガードレールが壊れている
- ◆カーブミラーが曲がっている



☎土木管理課 ☎94-4822